

退職手当に関する納付金及び負担金条例

〔平成4年6月30日〕
条例第17号

改正	平成5年2月26日条例第3号	平成7年2月14日条例第5号
	平成9年10月31日条例第3号	平成10年8月27日条例第3号
	平成11年8月23日条例第3号	平成12年2月28日条例第1号
	平成14年9月4日条例第5号	平成15年2月28日条例第6号
	平成15年11月17日条例第9号	平成16年2月24日条例第4号
	平成18年3月29日条例第4号	平成19年3月12日条例第10号
	平成28年2月16日条例第6号	平成31年2月15日条例第4号
	令和元年8月28日条例第9号	

(目的)

第1条 この条例は、島根県市町村総合事務組規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、規約第3条第4号の事務を共同処理する市町村、島根県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）並びに事務の受託をした一部事務組合及び広域連合（以下「組合市町村」という。）の納付金及び負担金について必要な事項を定めることを目的とする。

(納付金及び負担金)

第2条 市町村職員の退職手当に関する条例(平成4年条例第15号。以下「条例」という。)に規定する退職手当の支給に関する事務に要する経費の組合市町村の負担金は、一般納付金及び特別負担金とする。

2 一般納付金は、職員の給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 特別職等の職員（条例第7条の職員） 1,000分の270
- (2) 一般職の職員 別表の左欄に掲げる組合市町村についてそれぞれ同表の右欄に掲げる割合

3 特別負担金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 条例第2条の4、第6条の4、附則第4項、附則第19項及び市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第3号。以下「条例第3号」という。）附則第2条第1項、附則第3条並びに附則第5条の規定により支給される退職手当の額と条例第3条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額との差額
- (2) 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1項（11年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者）、第4条第1項（11年以上25年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者）、第5条第

1 項（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることによる退職又は25年以上の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者）並びに附則第4項及び第19項の規定による退職をし、退職手当の支給を受ける場合は、条例第3条のその者の都合による退職をしたと仮定した場合の退職手当（第3号に規定する号給で計算した額）の基本額との差額

(3) 前各号のうち、給料月額が退職1年前の号給より4号給を超える上位の号給に昇給した場合においては、その支給される退職手当の額と4号給で計算した退職手当の基本額との差額

(4) 条例第12条（失業者の退職手当）の規定による退職手当の支給を受ける場合は、その退職手当の額に相当する額

(5) 条例第3号附則第8条の規定による退職手当の支給を受ける場合は、条例第7条の規定による退職手当の額との差額

（脱退する場合の納付金及び還付金）

第3条 組合市町村が規約第3条第4号に規定する事務から脱退しようとする場合においては、当該組合市町村が脱退するまでの間に納付した一般納付金から事務費に相当する額（当該組合市町村が納付した納付金の基礎となった給料額の1,000分の2）を差し引いた額及び特別負担金の総額より当該組合市町村の職員に支給した退職手当の額との差額を組合に納付又は当該組合市町村に還付して脱退するものとする。

2 組合市町村が合併し、又は一部事務組合を構成する市町村に変更があった場合で、合併又は変更後の市町村又は一部事務組合が引き続き組合に加入する場合においては、前項の規定は適用しない。

（新たに加入する場合の負担金）

第4条 市町村又は一部事務組合及び広域連合が新たに規約第3条第4号に規定する事務に加入又は事務の委託をしようとする場合においては、組合議会の議決を得て定める額を加入負担金として納付するものとする。

2 加入負担金の納付は、当該団体の長の申請により、分割納付することができるものとする。

3 前項の分割納付の方法は、管理者が別に定める。

（納付金の算定）

第5条 第2条第2項の規定による給料月額（給料月額改定による経過措置として支給される差額は含まない。以下同じ。）は、毎月1日現在の給料の額とする。ただし、次の各号に該当する場合においては、この限りでない。

(1) 月の中途において、昇給等により給料月額に異動があったときは、現に受けることとなった給料の額をもって、その月の給料月額とする。

(2) 月の中途において、就職、退職等により給料を日割りで支給される場合は、全月分をもってその月の給料月額とする。

(3) 休職（地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による職員等を除く。）、停職、減給その他の事由により一時的に給料の一部若しくは全部が支給されない場合又は組合市町村が特例減額措置（当該組合市町村の条例により期間を定め給料の額を減額することをいう。）を行った場合においては、これらの事由がなかったものとして、本来支給されるべき給料月額とする。

(4) 給料が日額で定められている者については、21日分をもって、その者の給料月額とする。

（納付期限）

第6条 一般納付金は、その月分を月末までに納入告知書により納付するものとする。

2 一般納付金において、過誤納があるときは、翌月分において精算するものとする。

3 特別負担金を負担すべき組合市町村は、納入告知書に基づき指定された納付期限までに納付するものとする。

4 一般納付金及び特別負担金が納付期限までに納付されないときは、期限を指定して督促することができる。

（延滞利息）

第7条 前条第4項の規定によって督促したときは、日歩4銭の割合をもって督促の翌日から完納の日までの日数によって延滞利息を徴収することができる。ただし、滞納につきやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

（端数処理）

第8条 納付金及び負担金の計算において、1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第2条関係）

組合市町村	割合
出雲市（出雲市上下水道局及び出雲市立総合医療センターを含む。）、安来市（安来市立病院を含む。）、雲南市（雲南市立病院に限る。）、隠岐の島町、斐川宍道水道企業団、鹿足郡事務組合、鹿足郡養護老人ホーム組合、島前町村組合、益田地区広域市町村圏事務組合、江津邑智消防組合、鹿足郡不燃物処理組合、雲南市・飯南町事務組合、邑智郡公立病院組合、邑智郡総合事務組合、浜田地区広域行政組合、雲南広域連合、隠岐広域連合	1,000分の80
知夫村	1,000分の130
浜田市、益田市、大田市（大田市立病院を含む。）、江津市、雲南市	1,000分の170

(雲南市立病院を除く。)、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、島根県市町村総合事務組合	
--	--

附 則

- 1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 従前の島根県市町村職員退職手当組合納付金及び負担金条例（昭和61年島退条例第3号。以下「従前の退職手当組合納付金及び負担金条例」という。）の規定により納付された納付金及び負担金は、この条例の規定により納付された納付金及び負担金とする。
- 3 従前の退職手当組合納付金及び負担金条例の規定により納付すべき納付金及び負担金が平成4年6月30日までに納付されない場合においては、この条例の規定により納付すべき納付金及び負担金とみなす。

附 則（平成5年条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年2月25日から適用する。ただし、第5条第3号の改正規定は平成5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の退職手当に関する納付金及び負担金条例第5条第4号の規定は、規則で定める組合市町村の職員ごとに規則で定める日から適用し、その他の組合市町村の職員については、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第5号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第3号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年8月1日から適用する。

附 則（平成12年条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間は「1,000分の300」とあるのは「1,000分の270」と、「1,000分の160」とあるのは「1,000分の140」とし、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間は「1,000分の300」とあるのは「1,000分の290」と、「1,000分の160」とあるのは「1,000分の150」とする。

附 則（平成14年条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の改正規定は、平成15年4月1日から適用する。

2 退職手当に関する納付金及び負担金条例の一部を改正する条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成16年3月31日」を「平成15年3月31日」に改める。

附 則（平成15年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項第3号を削る改正規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成15年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日以後の退職に係る退職手当の特別負担金から適用する。

附 則（平成16年条例第4号）

この条例は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年条例第4号）

この条例は、平成18年4月1日から適用する。ただし、第2条第3項第1号から第3号まで及び第5号の改正規定は、平成18年4月1日以後の退職に係る特別負担金から適用する。

附 則（平成19年条例第10号）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の退職による退職手当について適用する。

2 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第7号）

附則第5項の規定による退職手当の支給を受ける場合は、退職手当に関する納付金及び負担金条例（平成4年条例第17号）第2条第3項第5号の規定にかかわらず、市町村職員の退職手当に関する条例（平成4年条例第15号）第7条の規定による退職手当の額との差額とする。

附 則（平成28年条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第9号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（検討）

第2条 管理者は、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この条例の施行後5年を経過するまでに負担率を見直すものとする。